

その水中銃、 許可を受けていますか？



水中銃（もり銃）の所持には

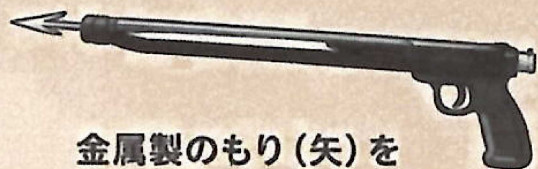
事前許可

が必要です



漁業などの用途で使用する水中銃（もり銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号により、**都道府県公安委員会の所持許可**が必要です。許可なく所持した場合、法令違反となるおそれがあります。

許可が必要な水中銃（もり銃）



金属製のもり（矢）を
発射する銃



許可なく所持すると、
法令違反となるおそれがあります。

規制の対象外となるもの

ゴム式の水銃



ゴムの力で発射するタイプは
規制の対象外です。

発射威力が
3.5ジュール未満のもの



発射威力が3.5ジュール未満の
ものは規制の対象外です。

※発射威力の測定には方法があります。

守っていただきたいこと

- ✓ 所有する前に、公安委員会の許可を取得しましょう
- ✓ 用途に応じた適切な使用と保管を行いましょう
- ✓ 法令を理解し、安全に利用しましょう

法令の根拠

銃砲刀剣類所持等取締法 第4条第1項第2号
漁業等の産業又はその他の事業のために供する目的で銃砲を所持しようとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

ルールを守って
安全・安心な
海をつくりましょう！



お問い合わせ

最寄りの警察署 生活安全課

詳しくは、窓口または県警察ホームページでご確認ください。



沖縄県警察

OKINAWA PREFECTURAL POLICE